

札幌市公文書館講演会

講 演 録

日 時：2019年5月25日（土）午後2時開会
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

◎開 会

○司会（加藤） それでは、時間になりましたので、令和元年度第1回目の講演会を始めたいと思います。

テーマは、「明治三年の札幌 島判官が去って」です。

講師は、当館職員の榎本先生になります。よろしくお願いいたします。

◎講 演

○榎本 よろしくお願ひします。

先ほど、いたずらでいろいろなものをお見せしました。

皆さんには資料とレジュメを渡してあると思います。

レジュメの裏が地図になっています。これが一番最後に使う図になります。

30年くらい前は史料を読みながら勉強して、『新札幌市史』という本を叙述しました。去年、一昨年くらいは、北海道150年とか明治維新150年で、北海道では島義勇か松浦武四郎について、もう一回、史料を読みながら、その話を随分させられました。そこで今日は、一歩進みたいと考えました。今日は、島義勇がいなくなった後の話をしていこうと思います。

ただ、今回、写真は一切ありませんので、皆さんは歴史研究

当日のレジュメ	
明治3年の札幌 島判官が去って	
2019年5月25日 札幌市公文書館榎本洋介	
1, 島判官がいなくて	①
移民募集中止指令 明治3年3月5日岩村判官、小樽着、7日十文字大主典ら小樽出張 8日岩村判官、十文字らと相談	
2, 開拓使の資金不足	②
島判官持参の7万両の使い切り 岩村判官、小樽へ2万3千両持参 川田使掌、札幌へ3千両持参 札幌や諸郡の諸支払いの不能	
3, 職人・人足らの減少	③
資金不足により大工人足等の廃止	
4, 移民への対応	④
移民の小樽到着 4月5日新潟から、7日酒田から 札幌村の入植地、大主屋への雑居と各家 移民募集の条件 毎日の支給米	
5, 本府建設と移民	⑤
役所役邸の建設継続 本府か移民か？	

者のようになっていただいて、歴史の史料を見ながら話を聞いてもらうことになります。

まず、古文書ではありません。きちんと活字にしました。これらの資料は、皆さんにお渡しした中に入っています。ただ、解読文にしないで、原文を活字化したからです、ちょっと難しいかもしれません。解釈本もつくろうと思ったのですが、これをつくるのに2、3日前までかかったので、そこまでできませんでした。そのうち、用意をしようと思いますが、とりあえず、きょうは史料を見ながらお話を聞いていただきたいと思います。

一応、話の中心になるところには波線を引いております。波線を引いていないところの話も若干出るかもしれませんが、それは脇の話になります。

今回、資料が若干多くなったので、まとめて①とか②となっています。レジュメの右側に①、②と書いていますが、①にある資料が1個ということではなくて、場合によっては2ページか3ページにわたっているものもあるかもしれません。

1， 島判官がいなくなって

（1）移民の中止指令

島義勇は、開拓使の判官として明治2年10月に銭函に来て、11月ごろから札幌での街づくりを開始したとなっています。

ただ、3カ月余りでいろいろな問題があつて、島義勇は東京へ召還されてしまいます。召還された書類が届いたのが明治3年2月11日ころのようです。そして、その次の日には立って、小樽を越えて行ってしまっています。命令を聞いて、即座にいなくなってしまったということです。よほど離れたかったのか、心残りだったのかどうかわかりませんが、とにかく、いなくなってしまう。

そのころ、島さんの部下たちは、受けた命令をそれぞれ実行しています。札幌での街づくり、島が明治2年ごろから部下をいろいろなところに派遣して、米の調達や移民を募集しています。それがその後どうなってしまったのかという話をしていこうと思います。

①の資料にあります。

資料には題名をつけたりつけていなかったりします。移民の話をするわけではないですが、この資料群は移民の中止資料をまとめたものなので、こういう題名をつけました。

移民を募集

史料①移民の中止指令

①

移民の中止指令

明治3年3月7日付酒田出張小貫権大主典平田少主典宛東京詰山口権大主典内海大主典書簡

（前略）長官御出京ニ付入御披見候処御書状中今般其地より札幌江農民百五十口程近々御雇船ニ而差送之積り夫より又越後路おみて一層移民之積りとの儀は当時御差止可有之候其誤ハ先日以来長官御出京ニ而開拓仕法改正御見込之趣御建議有之政府おゐても御吟味有之折柄島判官ニも帰京被仰出近日着京可相成右次第ニ付折角移民御取計候とも不都合ニ相成候面は無詮候間先ツ御差止可有之候此旨至急可申述様御示ニ付得御意候其段ニ早速御取計可有之及御通達候（後略）

（『開拓使公文録』道文5705）

に行った島の部下たちの一人、小貫権大主典という人がいます。クラスとしては課長か課長補佐くらいだと思っていただければと思います。その人が酒田へ行って、新潟方面へ行って移民を募集します。そして、2月5日付の書簡で、何かの用事があったのだと思いますが、東京の開拓使のほうに移民を送り出すという通知を出します。それに対して、2月5日に出したものが着いたのは、3月初めにほぼ1カ月たってついたようです。そのときに、東京詰の山口と内海が、移民募集に出張している小貫と平田に手紙を送ります。

その中心部分だけですが、「越後路おゐて一層移民之積りとの儀は」と、越後路ですから新潟県です。その前に酒田で移民募集をしています。その後、新潟へ行って移民募集をして、新潟から船に乗せて送り出すことになるのですが、そのことを言っています。「当時御差止可有之候」と書いてあります。当時というのは、その当時という意味ではなくて、今ということのようです。そして、「御差止可有之」ですから、移民に関しては取りやめてくださいという通知を出しているのです。

そして、その理由は「其訳ハ先日以来長官御出京ニ而開拓仕法改正御見込之趣御建議有之政府におゐても御吟味有之」とあります。

島が東京に召還される前に、東久世長官が東京へ行っていろいろ画策をするのですが、そのことで開拓方針を改正する見込みだから移民を中止してくださいということです。そういう時なので、「島判官ニも、帰京被仰出近日着京可相成」という通知を出して間もなく島も上京してくるということです。

ですから、島が札幌にいなくなって、東久世長官が東京に来たという段階で移民政策をやめようという決定がなされているのです。その理由は、開拓や移民計画の方針が変わるかもしれないということです。明治2年の3月初めくらいには、そういうつもりだったということです。つまり、島判官以降の政策は、この時点では始まっているということです。

（2）本府建設中止

同じように、島が進めてきた計画、方針を変えていくだろうということを示している資料がもう一つあります。

題名には「本府建設中止」という言葉を使いましたが、この史料にはその言葉はありません。私が解釈して、そういう意味にとってみました。

十文字大主典というのは、島の副官で、札幌の建設時の金庫番をしていた人ですが、島が去ってから1カ月半後ですね。この少し前の3月5日に函館から岩村通俊という判官が、東久世長官の副官役を函館でやっていた人ですが、その人が島のかわりに札幌の様子を視察に来ています。十文字は、3月7日、8日に札幌から小樽へ行って、小樽で岩村通俊とこれからどうするかということを相談します。それから少したった後ということです。

芦沢と村山というのは、この時点では小樽詰の役人ですから、岩村通俊判官の部下に当たる人です。どうも書簡のやりとりを見ると、判官が下役人からの連絡

を直接受ける
というのは、
余程なもので
ない限り受け
ていないよう
ですから、実
際の事務通信
的なもの、軽
い伺いの的なも

史料①本府建設中止

本府建設中止

明治3年3月20日付芦沢少主典村山少主典宛十文字大主典書簡

(前略) 本府営繕等見込之儀於判官殿被聞召度之處金穀共ニ意外非常之御場合不得止手順相改候外無之乍去一遍ニハ不相成帰府則平山大主典ト面上御答仕置候次第申聞候同人初何れも外ニ可申述策も無之筈ニて就面ハ拙者已ニ御決答仕置候義ニ相泥ミ居候也之様子も有之今般外ニ御用向も有之旁々同人出頭候条面上可相達候随て取調方囑御待遠被相心得過ル十五日為分疏一封差出候処行違ニ相成候様子ニ候爾後共聊悠々相過キ居候義ニ無之候得共何分落葉を払候如く随て去り随て来り実以往然タル仕合ニ候得共是非平山出頭を以御廻し申度之處間ニ合兼明日態々為相持忝人差出候条此段判官殿江も御申達置キ可被下候

(「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-45)

のは、この2人を通してのようです。この後、岩村にこの2人が書類を持って行って見せて、事情を報せる、ないしは判断を仰ぐということになっているようです。偶に、直接送られているものもあります。ですから、この2人の名前や十文字の名前はこの後も出てきますので、そんな関係だと思ってください。

十文字から芦沢、村山の小樽宛てに、「本府営繕等見込之儀於判官殿被聞召度之處金穀共ニ意外非常之御場合不得止手順相改候外無之」と言ってきました。本府営繕、つまり本府建設については判官殿に聞いてほしいという言い方をしています。その事で金穀ともに意外になく、非常の場合というのは実際にお金がないので、止むを得ず手順を改めるほかなしと言っています。

ですから、はっきりと中止という言葉は使っていませんが、お金がない以上、何もできないから、ちょっと違うことからしようということだろうと思います。その辺の詳しいことは、平山大主典を小樽へ派遣して説明しますということも書いています。

2. 開拓使の資金不足

(1) 島判官持参の7万両使い切り

3月になると、島義勇の方針は一旦改正になり、本府建設も中止せざるを得ないという段階になっています。

お金の問題は意外にという言い方をしています。まず、資金の話から始めようと思い、史料

史料②島判官持参の7万両使い切り

②

島判官持参の7万両使い切り

明治3年2月7日(前略)

官禄 一 金貳拾八兩貳分永五拾八文六分

右藤沢使掌午正月分官禄渡

「(朱書) 此内金五兩貳分永百貳拾文七分ニて金七万両之口遣払ニ相見
得候事」 (「御金遣払帳」『新札幌市史 第6巻』)

名を「島判官持参の7万両使い切り」としています。島義勇は、7万両を持って銭函、札幌へ来て、事業を始めたわけですが、島義勇と東久世、岩村からの手紙の中には、6万両を持っていったという言葉があったり、松本十郎が函館用の明治2年資金8万両のうちの6万両を持って島は銭函、札幌へ行ったと書いてある

ものもあります。そのように、6万両という話もあるのですが、この史料では7万両という言い方をしているので、7万両の話としておきます。この史料は、島義勇が石狩へ赴任して以降、お金の出納を計算している帳簿の一部です。ただ、出納や支払と同時に書かれているものではなさそうで、後から十文字大主典が担当者が提出した今で言う伝票に当たるものを駆使して、会計整理をしてつくったようです。ですから、後からつくられたものですが、その帳簿の中に1行、こんなことが書いてあります。

実際の金の出し入れについては、2月7日の項に「金貳拾八両貳分永五拾八文六分」とありまして、この金額を「右藤沢使掌午正月分官禄渡」とあり、単に給料を渡したということです。それに対する注意書きがありまして、「此内金五両貳分永百貳拾文七分ニて金七万両之口遣払ニ相見得候事」と書いてあります。どういうことかという、これだけ払ったうちの5両2分云々で今まで持ってきたお金の7万両は使い切ったみたいだということです。「相見得候」とあるのは、後から帳簿をつくったという理由もあるのですが、帳簿をつくって出し入れをいろいろ計算すると、この28両余のうち5両2分払ったら金がなくなったということです。では、あとの23両はどうしたのかという話になってしまうのですが、どこから持ってきたのか。

私はよくわからないのですが、先輩の市史の人たちの話では、当時、赴任してきた元武士、役人たちは、自分の手持ちのお金を何百両か何十両か持っているようで、それをもって仕事をして、どこかで何かを買うと、例えば材木1トンを買うと、その支払いは直接は自分のお金でして、伝票をもって会計係に渡して後で精算してもらおうということをしていたようです。

その伝票類を整理したら、2月7日に7万両を使い切っていた、このこの頃にお金はなくなったはずだということです。

この後は、個人持ちのお金で動かしていたらしいです。何となくそう読めそうな資料もなくはないのですが、実際にそういうやりとりをしたかどうかはなかなか確認できません。それでも、2月7日はまだ島義勇がいる最中ですが、そこで、現在のようにコンピューターを駆使して支払いをしていれば、お金がなくなって、藤沢は5分の1しか給料がもらえないで終わりということになってしまいます。それも、先月分の給料のことです。

（2）岩村判官、2万3千円小樽へ持参

その次の史料には、開拓使用の予算金を船に乗せて送ったのだけれども、途中で船が沈んでしまって8万両が無駄になってしまったという話です。ところが、詳しく読むと、そのうちの4万両は陸送していて助かったとも書いて言います。

「先日岩村判官出立之節右之内」とあるので、生き残った4万両のうち「貳万三千両持参相成其余も追々御出方有之」とあります。次の段に、去月の23日小樽へ出立とありますから2月23日に2万3千両を持って小樽へ行ったということです。つまり、島の管轄地であった西地の視察をしに小樽へ行ったということです。そ

の時に西地の
経費用に2万
3千両を持っ
てきたと言っ
ことになりま
す。お金がな
くなって1カ
月で補填をさ
れることにな
ったということです。

次の段に、資金の話と関係ありませんが、島は3月3日まだ函館にいます。2月11日頃に札幌を出発しましたが、まだ函館にいます。帆船は危ないので安全な外国の蒸気船を待っていて、3月3日になっても函館にいるということも書いてあります。結局、島義勇が東京にたどり着いたのは、3月23日で、3週間くらい後になるのです。

岩村は2万3千両を持って小樽へ来て、島の後片づけといいますか、後の仕事をしようと思いますが、どうも何かを画策したというふうに捉えている人もいます。十文字大主典の日記に、こんな書き方をしています。

(3) 川田使掌3千両持参

日記の2月26日の項ですが、岩村が23日に出発して、ちょっと経った26日の記事です。岩村はまだ小樽には着いておらず、どうも岩村も島と同じように陸路で小樽に入ったようで、3月5日に小樽へ到着するのですが、その前に「川田使掌函館より着す岩村及金穀懸又開拓使よりの書を達ス」と記しています。

川田使掌というのは、後にはかわりますが、このときは函館詰の役人だったよ
うで、岩村や
金穀掛の指示
や開拓使から
の書簡を持っ
てきたようで
す。それを被
見したら、
「三千両の事
共ニ申遣ス」
というので
す。これをど
う解釈するか
はなかなか難

史料②岩村判官、2万3千両小樽へ持参

岩村判官、2万3千両小樽へ持参

明治3年3月3日付東京判官宛函館権判官

(前略)(沈没した 榎本) 豊島形積込金之内八万両は当使へ御受取筈之處延着
ニ付而は追々当処金繰さし支候ニ付過日金穀掛監督司等渡海陸行為致右御船江積
候内金四万両は陸送致し先日無滞着函ニ而相成候得共札繰金穀皆無之趣ニ付無余
義先日岩村判官出立之節右之内貳万三千両持参相成其余も追々御出方有之甚だ御
手薄之折柄故豊島形之模様次第以急便可申進間其節早速ニ御下し金有之候様兼々
大蔵省ニ而差含御座候様厚ク御掛合置可被下候則同省へ之掛合書面さし進申候
一岩村判官去月廿三日小樽へ出立相成申候
一島判官同日着函之處外国便船を相まち今日迄当処留滞ニ有之候

(『諸官省往復留』道文178-21)

史料②川田使掌3千両持参

川田使掌3千両持参

明治3年2月26日

(前略) 未の下刻川田使掌函館より着す岩村及金穀懸又開拓使よりの書を達ス被
見三千両の事共ニ申遣ス姑息の挨拶也 (中略) 夜高木野営繕方より相談ヲ受ケて
熟誦ス 營々何所就白髪坐窮着惣起曼陀酒対花酌夕陽 川田三千両ヲ以漁業ヲか
け候との事也と可笑可憐

2月27日

已牌平山野村ヲ会して川田より三千両を請取ル平山江促しの手紙を贈ル時衣冠を
調ひ来れ扱戲レ遣したり一詩ヲ添て 百折不撓是太夫 承知千古豈其總 鞠躬呼
合了心事 榮辱風煙酒一壺 暫くして相集り金を請取其内高橋山田等来り人足職
人ヲ廢する事を議しぬ (中略) ○未牌川田を召し函館江越後陸前の策のニト人を
留ル事を申遣去へまかと謀りしに嶋判官得能等衆議なるへし其事迄至間敷と余尤
了スル処アリ (中略) ○過刻荒井江川田を以仕分の事を申遣ス (中略)

2月28日

(前略) 函館江三千両請取并廻米の着船場の事を申遣ス手紙を作り川田か手紙を
在中ニして金穀掛りの送状を取寄 (後略)

(『十文字龍介日記』『新札幌市史 第6巻』所収)

しいのですが、この3通に共通して3千両を持って派遣することを書いてありま

すが、その事を「姑息の挨拶也」という言い方をしているのです。

次の日になると、札幌詰の平山大主典と野村少主典が、1人でお金のやりとりはしないことが原則なので、同僚立合で川田から3千両を受け取りました。本来持ってくるべき岩村が来ないで、その前に先行して3千両だけ持って派遣されてきた、それを姑息の挨拶と言っているわけです。十文字としては、岩村の人気とりか、何とか金の手当てをしてやったからなびけというように解釈できる言葉遣いです。あくまでも解釈ですから、全く違う解釈になるかもしれません。姑息というのは、いい言葉ではないでしょうから、自分たちにとってはマイナスに当たることを指していると思います。ですから、島と十文字との関係を切って、岩村と十文字の関係に信頼感をもたせる。それを先行した3千両で果たそうとしているのではないかと、十文字は推測しているということです。

この辺は、私個人だけではなくて、『新札幌市史』を書いていたころの先輩の人たちと話していたら、そのような解釈をしていました。この時代の人たちは日記だったとしても人に見られることを前提に書くものですから、「姑息」という言葉は、はっきりとは書いておけないが、何か残しておきたいという意味の可能性があるということです。

もう一つ3千両を漁業に使うといいということを川田は言っただけです。場所請負制を廃止して、役人たちが各場所の運上屋に詰めて漁業を直営でしていますが、その資金にするという意味のようです。それに関する評価は、こいつは現実を知らないで何を言っているのだと十文字は思ったと思います。漁業を直営でするという話は、開拓使の役人たちがまだ東京を出発する前に話題になっていて、松本判官は無理であるという事を主張し、一応時宜を見て実施するということになっていました。これは直ぐにすべきではないということですが、十文字はその事を知っていたと思います。

松本十郎は、この当時は根室の主任官をしている人です。庄内藩が幕末に北海道の一部を支配していたときに、庄内藩は直営で漁業をやったのだそうですが、全然利益が取れなかったことを知っているのも、十文字にもそういう情報が入っていたのでしょう。十文字は仙台藩出身でして、仙台藩も蝦夷地のある場所をもらって支配していますから、その辺の取り組みをしたのだらうと思います。ですから、現実を知らないで、3千両くらい持ってきて、何をばかなことを言っているのかという意味なのだらうと思います。

もう一つは、「川田を召し函館江越後陸前の策のコト人を留ル事を申遣」ということです。この辺の意味はとれないのですが、多分、越後陸前のことというのは移民のことだと思うので、そのことをやめるということを函館へ申し伝えようかと川田と図ったと言うことでしょうか。

それに加え川田が言うには、「得能等衆議なるへし」と、得能というのは函館詰の権判官で、函館の人事で言うと東久世長官の副官格が岩村ですが、もう一人の副官格が得能と杉浦です。「得能等衆議なるへし」ということは、衆議したことを移民のことだとすると、島、得能、岩村、東久世らが話合っただけで中止を決めたという意味にとれます。

ということで、お金がない中、3千両が先行して来て、その後、岩村も2万両を持ってきています。岩村の2万両は小樽に置かれていて、岩村が握っている形です。

(4) 西地各地官員給与・購入物の不払い

その最中にどんな問題が起こっているのかが次の史料です。「西地各地官員給与・購入物品不払い」という題名をつけました。

「場所々官員官禄御渡方之義是迄本府ニおゐて御渡方被成下候当

郡詰関口使掌岩渕左七兩人当正月より当月ニ至迄官禄御請取不申候」と言っています。美国詰の2人が2カ月ぐらい給料をもらっていないということです。

同じ3月15日付で、岩内の茅沼炭鉱に詰めている鈴木少主典から、小樽の芦沢、村山に「官禄相渡り不申」と言っ

てきています。お米ももらっていません。「飯米」と書いていますから、食事用のものでしょう。次のは、それに対する返事で、札幌から送ってくるので着いたら至急に渡し、米も函館からの回米があり次第送ると言っています。

札幌ではどういう状態かというと、十文字から小樽への手紙の中に「官禄之義給仕小遣等御給料少分之者共（中略）御在合金を以相形付申候」と書いています。給仕や小遣へは支払う給料も少ないので手元にあるお金で片づけると言っています。さらに前の冬以来払うことになっている分について、「相成居候分等是多分之金高二無之は前条同断取計申候」と言っています。これも、あり合わせの金

で支払うことにしています。つまり、小額のものに関しては札幌で払っておきますが、場所詰等の役人の

史料②西地各地官員給与・購入物品不払い

西地各地官員給与・購入物品不払い

明治3年3月15日付小樽御用先御用掛宛美国詰川上権少主典書簡

（前略）場所々官員官禄御渡方之義是迄本府ニおゐて御渡方被成下候当郡詰関口使掌岩渕左七兩人当正月より当月ニ至迄官禄御請取不申候早々御渡方之義御取計被成下へく候

（『岩村判官在職中往復綴込』道文191-20）

史料②西地各地官員給与・購入物品不払い

明治3年3月15日付芦沢権少主典村山権少主典宛鈴木少主典書簡

（前略）將又役々之義も官禄相渡り不申同様難渋致し候間兩様とも至急御差越有之度存候（中略）飯米之義も岩内古宇等より聊も差繰相凌居候得とも遅くも当月下旬迄ニ御回米無之候半面は差支候間可然御手配有之度存候

右之段可得御意如此御座候已上

（『岩村判官在職中往復綴込』道文191-18）

明治3年3月15日付鈴木少主典宛芦沢権少主典村山権少主典書簡以書状得御意候

（前略）其地役員官禄之儀場所々々一同御渡後れ之分取調市出札幌より差越候筈三付着候へ至急御下々渡之積三有之且又飯米之儀当方二面も御差支之折柄三付函館表より御回米次第御差回之積三有之右迄之処不都合無之様可然御取計置可被成候右は何れも判官殿御差函ニ有之候

（『岩村判官在職中往復綴込』道文191-18）

史料②西地各地官員給与・購入物品不払い

明治3年3月20日付芦沢少主典村山少主典宛十文字大主典書簡

一官禄之義給仕小遣等御給料少分之者共尤願受品有之差引致シ多分之出入無之をハ此表ニ御在合金を以相形付申候

一旧冬以来御払懸りニ相成居候分等是多分之金高二無之は前条同断取計申候

（後略）

（「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-45）

明治3年4月23日十文字大主典書簡

一去冬来御払残之分先ハ此表ニテ仕分可申心得ニ候得共小樽江申出候様首尾致候事も可有之候先以申入置候事（中略）

（指令） 承知

（『上局書類』道文2391）

給料は小樽のほうで支払いをお願いします。そこまでのお金はこっちにありませんということです。札幌にはお金がないということ、岩村のほうで2万3千両で補填するという実際の意味はこうということです。

島義勇は、今の後志地方と石狩地方の海岸線に漁場があって、そこに部下の役人たちが詰めていて、その職員たちに給料を払わなければならないのです。ところが、この2例から見てしばらく給料をもらっていないということです。札幌ではそれくらい金がなかったということです。

3、職人・人足らの減少

(1) 諸職人の減少

次いで、それだけではなくて、島義勇は街づくりをしていましたから、土木の人夫や木材を用意するための木挽といった職人たちも集まっていました。お金がなくなってしまったので、仕事ができなくなっている状態ですが、札幌にいるの

史料③諸職人の減少

③

諸職人の減少

明治3年3月28日付川田権少主典宛十文字大主典書簡

(前略) 諸職人并人足共相廢候ニ付至急三千兩御差廻り相成度岩村判官殿江及啓述右ニ付芦沢村山両少主典江右職人輩過半其表江相懸リ通行之者共三千兩之内半高ハ仲間中互ニ貸借も有之又商人よりの借受の諸品払等旁々是非此表ニて請取いたし候而ハ不都合之趣ニ候条此旨右両少主典江御示談被下候様致度候味嚙之義段々此程迄御聞取之通り已ニ三四十日も相絶チ木挽キ等別して難渡之由実以氣ノ毒且憫然之次第ニ候石狩辺厚く多配させ候得共私底其表ニハ素リ手配も相叶候かと御金請取相兼鈴木使部差出申候来ル晦日を限り御払下ケ相形付之為ニ候条引返しニ早々御差送り有之度候 (後略) (「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191)

明治3年3月28日付芦沢少主典村上少主典宛十文字大主典書簡

(前略) 太工職人始人足等迄御減少相成候ニ付岩村判官殿江至急金三千兩御廻し相成候趣平山太主典共々評議之上致啓述候処右職人共之内過半数其表通行罷歸リ候者共故御申越次第仕出し相添差出候間其表ニて御下し渡シ相成候而も宜敷弥然るに於てハ人足共此表ニて払下ケ之分且龜吉と申太工頭取壺人之手之者而已ニ候条半数ニも間ニ合可申 (後略) (「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191)

明治3年3月28日岩村判官宛平山太主典十文字大主典書簡

(前略) 当地太工木挽人足共減方見込此程平山太主典より申上置候赴を以於当時勇払より廻来之殘高等を以篤ト取調候処尚格別減方不致候半てハ第一飯米ニ差支候儀ニ付当月晦日を限りといたし減方可致ニ付而は凡至急金三千兩下渡不申候半而は難相成候間右金早急御廻シ被下度候 (後略) (「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-52)

です。そのため札幌にいる職人たちを減らす話をしていまして、それも資金に関わってきます。仕事もしないで札幌にいるということは、蓄えでもない限り賃金をもらえないで人夫たちが生活できないということでもあります。何かの措置をしなくてはならないということです。例えば、お金を貸すとしても役所としてはお金が必要なのです。そのお金がないわけですから、サービスで生きていてもらうしかないという感じになってしまいます。そのため、札幌の人足たちを減らそうとします。島判官が石狩に連れてきた役人たちは7、80人と言われています。役人だけではなくて、その家族ないしは中間たちも含めてですが、それが2月に十文字龍介の日記によると職人や人夫だけで552人になっていたと書いています。その人たちは、仕事もなくて、でも生活しなければならないという状態で、開拓

使としては、経費をかけないために減らすことにしました。

ところが、減らそうにも、今までに仕事した時の給料、服や草鞋、食料など、彼らが生活を維持していくためのものを持たせなければならないわけです。この史料では味噌の話をしています。味噌も配ったのですが、貸した状態ですので、その代金を払ってもらわなければならないということです。そういう生活の物品というものを、今、お金がないから買えないけれども、生活に必要なだから欲しいという開拓使が持っているものは貸すという形で渡すし、少額で

史料③諸職人の減少

明治3年3月29日付札幌詰大少主典宛小樽判官書簡

樺太行之兎丸船今日当港江廻着致候条兼而申聞之通南部職人共来月2日3日之内ニ無間違当所へ可差送候附属之内敷相纏メ不差送而ハ不都合も可有之哉適宜之取計可被致候也

(「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-51)

済むのだったら石狩や小樽で買ってきたものを配するというふうにしていたと思います。それらは、本人たちの生活に必要な物品なので、本来的には彼らが自分のお金で支払うべきです。開拓使としては貸し下げにしていることになります。働いたときの給料の未払い分と貸してあった分の物品代を清算するには、3千両では足りないという話になっていると言っています。これらの職人たちには樺太のほうで仕事があったようで、樺太へ派遣されることになって、小樽へ向かいます。

次の史料では、職人と人足を減らすのに3千両を回してほしいと言っています。

実際には3千両ではとても間に合わないとも言っています。

史料③諸職人の減少

明治3年4月朔日芦沢少主典村山少主典宛十文字大主典書簡

(前略) 職人并人足御減方ニ付金三千両被相廻尤兩札歩札御書分ケ之通正ニ請取申候先以不取敢樺太行之分取合南部職人之内木挽并大工江三月十二日迄之御作料ト金千四百貳拾兩同月十三日より今日迄之分四百七拾兩壹分永百三拾九文七分相渡申候尤小樽違算有之趣ニ付右十二日以前之处尚又取調皆渡取計申候東京箱館其他之分ハ明日相渡候都合之处三千兩ニ而ハ逆も間ニ合候義ニ無之 (後略)

(「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-58)

3月29日に

なって、樺太行きの兎丸というのが小樽に来たので、それに乗せていきたいということです。そして、2、3日のうちに小樽へ行かせて船に乗せるということで、船も何とか手配できて送り出します。はっきりと何日に送り出したという資料はないのですが、4月5日ころは船に乗って小樽を離れたようです。

4. 移民への対応

(1) 移民の到着

お金がない中で、金額の安い分は札幌で何とかし、小樽からお金を調達しながら支払っています。かなり金食い虫だった職人・人足たちを4月5日ころにうまく追い出すというか、ほかへ送ることができました。そうしたら、6日に「越後国新潟仕出自在丸江御廻米并農夫積入今五日当港着」と、小樽の岩村判官から札幌へ連絡が入ります。

どういうことかということ、新潟で米を官禄用として買い入れて自在丸という船で送ったのですが、その船が5日に小樽に着いたのですが、それに同乗して農民

が来てしまったわけ
です。これらの農民
たちは、「兼而島判官
殿御差図ニテ小貫権
大主典外売人取計差
越候」ということで、
札幌に移住する予定

史料④移民の到着

④

移民の到着

明治3年4月6日付岩村判官宛川田権少主典村山少主典芦沢少主典書簡

(前略) 越後国新潟仕出自在丸江御米并農夫積入今五日当港着改済之上別紙書類持参柴沼少主典申出候ニ付勘弁仕候処兼而島判官殿御差図ニテ小貫権大主典外売人取計差越候義ニは可有御座存候へ共札縄之義は農夫御差置之御普請も未タ出来不申然るニ右様多人数御差置相成候事ニも到リ申間敷哉且今般御改革之折柄ニも御座候間御所置振之様も難計奉存候就而は至急取計振御下知御座候様仕度依而書類相添右之段為何度如斯御座候也 (「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-75)

明治3年4月7日付岩村判官宛川田少主典村山少主典芦沢少主典書簡

(前略) 羽州酒田港仕出政吉丸江御米其外積入移民乗組今七日当地着港ニ付改済之旨柴沼少主典申出候昨日も急便ヲ以伺置候通同様之次第ニ付取計振速ニ御下知被成下候様仕度 (後略) (「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-79)

の人たちです。小樽に暫くいるのだったら、小樽の米や資金は使えば済むのですが、札幌には米もお金もない状態ですから、受け入れることも出来ないわけです。困ってしまうわけです。さらに、「札幌之義は農夫御差置之御普請も未タ出来不申」というように、移民たちが入居する家など準備も出来ていないということです。

小樽の部下たちが小樽の岩村に対して、移民が来てしまったんですと言います。それを札幌に送るのだけれども、送る準備ができないから、6日には「至急取計振御下知御座候」、7日には「取計振速ニ御下知被成下候様仕度」と、移民たちが到着したため、岩村判官にすぐに札幌で移民を入れる準備をするように指令してくださいと言っているわけです。本来的には、移民募集に行っているわけですから、移民が来るはずです。しかし、2月以降、島判官がいなくなってお金もないから開拓も方法を考えなければいけないと言っていた最中に、移民計画も中止して、そしてお金がないから何とか職人も減らしてやっと軽くなった時でした。おそらくやっと一息付けたのだらうと思います。しかし、その時に移民が来てしまって、今度は移民の準備もしなければならないという状況に陥ったということです。

政策の流れとしては、連絡の不行き届きによる齟齬ということになるのでしょう。

先ほどはちゃんと説明しましたが、2月5日に出した小貫たちの手紙が3月初めに東京へ着きます。3月7日に移民を中止するという指令を出しますが、小貫のところに届いたのが4月12日ですすでに移民を送り出した後でした。というより既に小樽に移民たちが到着していました。今のようにはほぼ同時に連絡がつくという時代ではないので、そういう時間差が常に起こってしまうのです。

実は、5日の移民到着だけでなく7日にも「羽州酒田港仕出政吉丸江御米其外積入移民乗組今七日当地着」したわけです。どちらも同じくらいの人数ですが、5日と7日で立て続いて新たな人たちがどんどんと入ってきてしまったのです。これについても、ほぼ同じことを言っています先ほど示したとおりです。

11日には、移民を送り出すことになります。「出羽越後より相廻候移住民百十三人至急札縄江被差遣候ニ付」とあり、すぐに送りたいということです。とりあ

えず、移民を半分送るといふことのようにです。しかし札幌へ送りたいのですが、「同所御米払

史料④移民の到着

明治3年4月11日蔵内少主典宛芦沢少主典平山大主典書簡

（前略）今般出羽越後より相廻候移住民百十三人至急札幌江被差遣候ニ付同所御米払底ニ而反的差支可申儀ニ付政吉丸積入之米五百四拾六石八斗七合六勺其外諸品別紙送状之通石狩江明十二日出帆申付候条其前同所江御出張諸事差支無之様御取計置陸上ケ直ニ札幌江相廻候処御手配可有之候右米札幌江着候ハ、其趣速ニ当方江御報知可有之候右御報知次第移民共陸路札幌江差立候筈ニ付是又其前錢函江御帰着相成万端差支無之様御取計有之度（後略）

（「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-93）

底ニ而反的差支可申儀」とあり、札幌にお米もないので差し支えるということですから。この場合は、食事のお米だと思いますが、札幌にないので「政吉丸積入之米五百四十六石」など諸物品をそのまま小樽から石狩へ運んでしまうと書いています。政吉丸は移民を連れてきたのですが、小樽では仕事が終わりのはずが、同じ移民たちかどうかわかりませんが、乗っている物資ともども石狩へ運ぶという仕事も仰せつかってしまったのです。

ということで、移民が着いたため、札幌側では資金繰りを何とかうまくしようと思って、職人を追い出したり、給料の少ない人の分だけ払うことにしたのですが、いきなり以前の命令が復活して来てしまって、また問題発生というわけです。

1時間くらいたちましたので、少し休憩いたします。

〔 休 憩 〕

（2）大母屋への雑居

○榎本 それでは、再開いたします。

移民が到着して、岩村から移民を何とかしなさいという指令が十文字に出される話です。

資料に25件の伺・指示と書いています。4月23日の日付で、十文字大主典の名前で、宛て先は書いているわけではないですが、明らかに岩村判官へ向けて、お伺いも含めた確認事項の書簡です。紙の数としては4帖ぐらいです。25件にわたっての伺い、確認ですが、それに対して岩村が逐一回答しています。その付箋がいっぱいついていて、本文より回答のほうが長いものもあります。

見たところ4月23日頃に思っていたことだけではなくて、岩村が3月5日に小樽に来ますが、7日から何回か十文字と協議をするのですが、その後4月中にもいろいろな懸案事項についてやりとりをしています。その中の一つがこの書簡で、かなりたくさんの伺や確認事項がまとまっているものです。これは25件ですが、3件や2件まとめてやりとりをしている書簡もあります。多くを『新札幌市史』第7巻に翻刻してあります。今日、ここで使う資料も『新札幌市史』資料集から使っています。若干、誤植だろうと思われるところは直したりしています。解説をしたのは30数年前の私だったと思います。30数年たって研究が進むといろいろな周辺状況がわかってきて、この字だと意味が違ってくるのが分かってきたりします。そのような場合は訂正して今日の資料にしています。

この書簡では25件くらいですが、かなり密に岩村と相談して小樽からの指示で札幌では動いているようです。やはり、それくらいたくさんあると、何を言っているかわからないという場合もあります。実際に伺いを立てている確認項目でも、どういう意味になるのか、こんなことが本当に札幌であったのかということもあります。そういうものはみんな省いてしまって、きょうの話に必要な分だけ見ていきましょう。

その一つは、移民の住むところに関する部分です。4月6日付書簡にあった何の普請もしていないということにかかわるお話です。

「大主屋への雑居」という題名を付してみました。伺

いの文書とそれへの指示です。

「移住民家普請少數手数を省キ候事」と伺っています。最初の予定より手抜きしたいということです。小さな家にするのか、壁一つなくすのか、柱はなくさないほうがいいと思いますが、どういう省きなのかわかりません。

また、兵部省でも明治2年中の会津戦争のときの捕虜たちを当別に入れる予定でしたので、その準備をしていたようです。十文字はそれを使いたいということも書いています。岩村から札幌の十文字に向けて「当分大主屋ニ雑居秋ニ至リ銘々家作之含にも相聞候」と指示します。当分大きな家に住まわせ、秋になって自分自分で家を建てると思っていたが、と言っています。大主屋というのは、大きい建物をつくって、そこに移民たちみんなを雑居させるということです。今、災害時に被害者が体育館に集まって、しばらく雑居することと同様です。とりあえず、大きな家をつくって、そこに生活させなさいということのようです。

この大きな家に雑居するというのは、この後、少し経緯があって、単純に大きな家をつくるというふうにはなりません。秋になったらそれぞれ家を建てさせるという考えもあったようです。

それに対して、十文字から岩村への意見と言ったらいいのでしょうか、「移住民共当分雑居秋ニなり銘々家作之含且又縄泉之振合も有之云々奉敬領候当御場合決して火急家作等之御仕向勢ひ難相及」とあります。幌泉にも移民を入れたようですが、個人の家を作ったようです。ところが、札幌の場合はすぐに家を建てるのは無理ではないかという言い方をしています。

(3) 札幌開墾場入植

次に、十文字は移民の意見を聞いたようです。「組頭元右衛門ハ往年浜益辺ニ罷在土地時候蒔仕付ケ之比合相心得居候」と言っています。組頭元右衛門という

史料④大主屋への雑居

大主屋への雑居
明治3年4月23日（岩村判官宛）十文字大主典書簡（25件の伺・指示）
一移住民家普請少數手数を省キ候事
但兵部省ニて手配相成居候分御取寄可相成哉御都合次第伐木為致候事
(指令) 此度移住民共之内大工木挽等有之且移住民共も当分大主屋ニ雑居秋ニ至リ銘々家作之含にも相聞候間只今狼狽家作不申付相済義ニ候ハ、至極御都合宜義ニ付猶移住民之心底相探候上取極可申若銘々家作之含ニ候ハ、勿論金穀ハ相当ニ下ケ渡可申農家之義ニ候ハ、格別大工職之手を不惜様いたし度既ニ東地縄泉移住民共へは木財等相渡銘々家作申付候右之振合ニ不参哉成丈只今御入費不相懸様被取計度存候事
(『上局書類』道文2391)

のは、坂野元右衛門と言いまして、募集されて苗穂に入った人です。幕末に庄内藩が浜益に領地をもらって、開拓するのですが、そ

史料④大主屋への雑居

明治3年4月29日岩村判官宛十文字大主典書簡

(前略) 移住民共当分雑居秋ニなり銘々家作之含且又親泉之振合も有之云々奉敬
領候当御場合決して火急家作等之御仕向勢ひ難相及尤様子柄尚又探索相遂ケ候処
組頭元右衛門へ往年浜益辺ニ罷在土地時候蒔仕付ク之比合相心得居候故一刻も早
く此表江連立申度存入として農民之義ニ候間小屋楼居等相厭可申候段演説仕候趣
ニて一統之者共ニハ家作御世話被成候者と相心得参着仕候由ニ御座候安便却て鴆
毒苦境を凌ぎ上ニて真の家産も相立候条程よく処置可仕と奉存候段々秋吉江も申
談且開墾方見込も承り候ニ荒井ニハ最初自分家作之説ニて御世話ニ不及と申候
得共是又能々利害権究可仕候而ハ決定難相成子細ハ婦女小兒等相携ひ候者ハ一日
五合米ニて間ニ合候得共壯年人少之分ハ逆も相足り不申就而ハ拝借米無之候而ハ
不相叶候段右荒井申候最早節後れニ相成候間当年之作物ハ半秋収とも相至申間
敷左候得ハ秋ニ至り家作等之為拝借等願出候義ハ歴然ニて名ハ拝借ニ候得共寒ハ
被下切りも同然ニて (中略) (「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-158)

のときの募集に応じて浜益に入植した人です。「往年浜益」でと言っているのです。冬の北海道のことを知っているのも、土地や季節や作物の蒔き付けの時期などを知っているわけです。ベテランで意見力もあるということだと思います。坂野は「一刻も早く此表江連立申度存入として農民之義ニ候間小屋楼居等相厭可申候段演説仕候」とは、早く入植地へ連れてきたい、農民であるので大主屋に雑居するのは嫌うと言っていたようです。移民たちがいる中で役人に対して、そんなことはやっていられないということを主張したようです。そのため「演説」という言葉を使っているのだと思います。そして、「一統之者共ニハ家作御世話被成候者と相心得参着仕候由」ともあります。募集の時には家作の世話をしてくれるというので来たと言うことは、移民たちは大主屋での雑居を反対しているようです。

こういう移民についてどんなふうに取り扱うべきか、どんなふうに世話すべきかということを、役人たちもいろいろと意見を交換しているようです。その一人に荒井龍藏という人がいます。「開墾方見込も承」とありますが、開墾掛とは、移民の世話などを行う掛です。その荒井が言うには、「最初自分家作之説ニて御世話ニ不及と申候得共是又能々利害権究可仕候而ハ決定難相成」ということです。自分で家作をさせるので世話をするには及ばないと言っていたが、よく利害得失を考えるとそのようにはいきがたいと言っています。つまり家作の世話は必要と言うことです。その理由は「子細ハ婦女小兒等相携ひ候者ハ一日五合米ニて間ニ合候得共」とあり、移民に支給する米は1日1人5合と決めてあるのですが、婦女子だと食べる量が少ないという意味なのでしょうが、家族としては間に合うだろうと言うことです。しかし「壯年人少之分ハ逆も相足り不申」です。壮年や家の人が少ないのでは5合程度だととても足りないということです。そのため、「就而ハ拝借米無之候而ハ不相叶候」とあり、5合では足りないから、もっと米を多くしないと生活できないと言っています。その時に拝借米という言葉にしていますので、支給米ではなく拝借という形で少ない分を補充することになると言っています。

それに加えて「最早節後れニ相成候間当年之作物ハ半秋収とも相至」というのは、既に4月末で今で言うと5月末か6月初めですから、これから自分の割り当ての畑に種をまいても、早く収穫できる作物でも半分だろうと思っています。恐

らくアワ、ヒエの類いでしょうが、それほどたくさんとれないだろうということです。「左候得ハ秋ニ至家作等之為拝借等願出候義ハ歴然ニテ」と、自分で家を建てるという段階になったら更に拝借を願出と思われ、このことは更に家の分も拝借願出るのは歴然である。そして「名ハ拝借に候得共実ハ被下切りも同然ニテ」というように、拝借と言っても与えてしまったも同然だということです。そして結局拝借米と言っても支給米と同じ事になり経費は変わらないという意味です。だから、銘々の家をつくらせるということに関しては、どうも反対で恐らく開拓使が作ることを言っているようです。

このころの役人たちは、移民や庶民について楽しんでお米が手に入ると遊んでしまつて仕事をしないという感覚を持っているのです。

ちなみに、皆さんは1日に5合米を食べられますか。

おわかりでしょうけれども、当時の人たちは、お米と汁物がなんとかついて、あとはせいぜい漬物、野菜の類いです。ということは、お腹がいっぱいにならないから、お腹いっぱいにするために米ばかり食べるということです。

私が一人で生活していたときは、夜に1合ご飯を炊いて、ご飯を1杯食べます。そうすると、あと1杯分が残るので、それは次の日に朝に食べます。昼は外で食べたりしましたが、1合炊いて生活していました。それは、おかずがそれなりにあるからです。

当時は、せいぜい野菜程度で、秋だったらサケを川で捕まえて切り身くらい食べるかも知れませんが、基本的にお米で腹いっぱいにするということだろうと思います。大人だと5合では足りないから、結果的に2合5勺を貸すことになります。ですから、1日7合5勺にするという話になってきます。

十文字は、どちらかという、余り手当を厚くすると開拓がしっかり成功しないだろうという言い方をします。別に十文字だけではありません。荒井のようにいろいろと手当てをしてやるべきだという言い方の人もありますし、それだと開墾が進まないと言う人もいました。

次の資料も移民の話ですが、「移住民家作之義曾て申上置候処病人共有之伝染病ニて雑居心配ニ候段御医師申聞壯健之者を引分ケ候手筈ニ御座候処」と書いています。移民のなかに伝染病にかかった病人がいるので、大主屋で雑居をさせるということは、壮健な人まで病気になってしまいかねないことを嫌って、引き分けると言っているのです。

これは先ほどと同じですが、25件にわたって伺いを立てたものの一つです。それに対して、「雑居不都合

史料④大主屋への雑居・札幌開墾場入植

明治3年岩村判官宛秋吉大主典十文字大主典書簡

(前略)

一移住民家作之義曾て申上置候処病人共有之伝染症ニて雑居心配ニ候段御医師申聞壯健之者を引分ケ候手筈ニ御座候処追々梅霖之折ニも相及候事ニて当節壹も無之小屋を取建ニも差支候仕合依而ハ弥以小屋と伯仲之間ニ而可然候条家作ニ為取付可申乎此段も相伺候事

(指令)(中略)

雑居不都合之義候得は不得已次第ニ付過日廻来候絵図面等及返却候間猶此上御入費モ相嵩不申様可被取計事

但此頃佐々木貫三も其地着ト存候家作場所并開墾地割渡し町数之義ハ同人とも篤ト打合之上取極可申其上は不及何一日も早く開墾ニ御取懸り候様可被致且本文建家ハ移住民共銘々之家作之義ニ付一同奮発可致勿論之義候間弥兵衛請負願出候分も彼是斟酌可被致義存候事

(北海道立文書館所蔵『上局書類』2391)

之義候得は不得已次第ニ付」と、難しいときは違う対処法を考えていいということを言っています。そしてなお、「此上御入費モ相嵩不申様可被取計事」と、金は余りかけないように注意しています。

そして次に佐々木貫三という名前が出てきます。佐々木と相談して家作場所の決め方など伺をせずの開墾を開始するようと言っています。この人は、幕末から札幌周辺にいたようで、大友亀太郎と一緒に札幌村の開墾を指導していたようです。

特に、明治に入って会津戦争のときの捕虜たちを当別に入れるというときは、この人もかかわっていたようです。大友亀太郎同様二宮尊徳の門下の一人です。相馬仕法という農業開墾の進め方を身につけている人のようでその人の指示に従えばよいということのようです。

佐々木ことは十文字ももともと知っていて、佐々木貫三が近くにいることも知っていて、彼の手紙を見る限り、島判官へも既に佐々木貫三を雇ったらしいのではないかと書いていたという書簡もあります。この佐々木は幕末には佐々木長左衛門という名前と呼ばれています。札幌村開墾の書類中に、大友亀太郎と連名で意見書を書いています。そういう人物ですので、ついでに知っておいていただければと思います。

ちなみに、この人は、8月になっていろいろ意見書を出しているのですが、その中の一つに、運河を開削する提言があります。当時、銭函からの薪を運搬する代金が高く、その頃の運搬費が2千両かかるのですが、その半分の千両を使って札幌から銭函まで運河をつくることを提案します。完成すると運賃が半分になるという言い方です。その運河は、札幌のまち中から真っすぐ北へ堀を開削し、そこから銭函駅のすぐ近くまでもう一本、堀を掘るという計画をしました。北へ開削した堀は、今の下水道科学館や麻生球場の北に琴似川が流れていたのですが、明治3年中にそこまで堀を開削していました。それは、皆さんご存じの創成川です。つまり、創成川を提案した者の一人です。大友亀太郎は、北6条より南のほうをつくって、札幌村に水を送るための堀をつくりましたが、その後を引き継いだ人です。

話を戻して、岩村の意見としては、もともと「建家ハ移住民共銘々之家作之義ニ付一同奮発可致勿論之義候」というように、やはり移民が頑張って自分でつくることを考えていたようです。

次は、以上のように個別に家をつくるか、大主屋に住まわせるかという考え方はあるのですが、移住してきた時にどこへ入植させるかという話があります。

また25件伺の中の一つですが、「開墾場札幌村之内五十軒許江相給し候分兵部省ニて已ニ切起し置候由ニて其余ハ本府方三四丁相隔候処江地割可仕」と十文字は言っています。移民をどこへ入れるかということで、一つは東区の札幌村の場所です。恐らく既に兵部省が大友亀太郎に指令をして、切り起こし畑にしてある所と言っていますが、それだけでは足りないので、少し札幌寄りのところもいいのかということ伺っています。どの辺か不明ですが、札幌村より近くということだと大覚寺あたりでしょうか？

それに対し
て岩村は、「開
墾場と相唱候
処兼而大伴亀
太郎切起之分
農夫五六百軒
ハ十分ニ住居
相整候様致承
知候此度之移
民ハ右場所江
移住為致度左
候ハ、切起し
も相整候故格
別」云々と言
っています。5
0軒くらいとい

うことに関して、同じことを指しているかどうかわかりませんが、岩村の情報では、5、6百軒入るのに十分だということです。

札幌村でそんなに幾つも開墾場をつくるわけではないでしょうから、同じ場所に関する情報やその評価の違いだと思います。

岩村は、十文字の日記を見る限りは札幌へ来たという話はないようです。それ以外の手紙のやりとりの中でも来ている様子は見受けられません。ですから、伝聞で、部下なのかどうかわかりませんが、誰かの情報としてこのようなものがあつたようです。

ただ、下線を引いてあるのは、「東京方金穀之模様相聞候ハ、農家も営繕為致可申候へとも」ということです。東京と金の相談をして、よければ農家も建ててやるということです。「兼而も申候通り只今於小樽も当月之官禄を相渡候得は残金纔四五千」ということですから、2万3千両持ってきたけれども、この時点で4、5千両ぐらいしかなくなってしまう、さらに他にも経費がかかるので早急に資金調達の見込がないと言っています。それに対して、十文字が開墾場のことで、また書簡を出します。

「開墾場と相唱ひ候大友亀太郎切起之分七十五丁丈ケニ一軒壺丁ニ割合候得ハ七十五戸を着ケ候地面ニ御坐候」と、実際に札幌村での開墾は75丁ほど切り起こししていて1軒1丁として75軒ぶんと詳しく説明しました。決して五六百軒ではないと、情報がちょっと違っていると指摘したわけです。

(4) どういうこと？

次に、突然ですが、「どういうこと？」と題してあります。これも25件伺の中で2件ほどあるのですが、「移住民御処置之間御見据之事」と「陸前移住之農民

史料④札幌開墾場入植

札幌開墾場入植

明治3年4月23日（岩村判官宛）十文字大主典書簡（25件の伺・指示）

一開墾場札幌村之内五拾軒許江相給し候分兵部省ニテ已ニ切起し置候由ニテ其余ハ本府方三四丁相隔候処江地割可仕平之事

但札幌村ハ余り土地肥乏キ候而大豆小豆等ハ秋取不相叶候と申事ニ御座候

（指令）開墾場と相唱候処兼而大伴亀太郎切起之分農夫五六百軒ハ十分ニ住居相整候様致承知候此度之移住民ハ右場所江住居為致度左候ハ、切起しも相整居候故格別ニ手数も不相懸直ニ作物蒔付候様可相成存候尤右開墾場所江札幌雑居主屋より手違ニ而往来ニ迷惑之趣ニ候得は指向開墾場所江大主屋式三軒相建雑居為致度尤土地之肥瘠ニテ秋取之過不足有之候ハ、無余議候へとも只眼前之損益を不論永ニ彼等之為メ相成候様致し候方可然其内東京方金穀之模様相聞候ハ、農家も営繕為致可申候へとも兼而も申候通り只今於小樽も当月之官禄を相渡候得は残金纔四五千ニ可相成産物代金も場所諸品ニ交易為致其残金ハ当所江可相納管候得共是も六月初旬ニ不至而は見付不相立候来月之官禄ニ差支候義眼前ニ付何分萬事緩々ト致し不申而は寒ニ御入費ニ供候見込無御座候事（中略）

（『上局書類』道文2391）

明治3年4月29日岩村判官宛十文字大主典書簡

一開墾場と相唱ひ候大友亀太郎切起之分七十五丁丈ケニ一軒壺丁ニ割合候得ハ七十五戸を着ケ候地面ニ御坐候伐木ニ不及唯切起之儘ニ候得ハ余程手数相懸リ可申右等ニ付而も佐々木寛蔵一刻も早く御差廻被成下度奉存候（後略）

（「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-158）

形勢之事」です。まず、十文字が言っているこのことは意味がとれない文です。

ここにある
言葉だけで推
察すると、
「移住民御処
置之間御見据

史料④ どういうこと？

どういうこと？

明治3年4月23日（岩村判官宛）十文字大主典書簡（25件の伺・指示）

一移住民御処置之間御見据之事

一陸前移住之農民形勢之事

但為萬一相達置候事（中略）

（2件ついて指令）始聞始驚之事（中略）

（『上局書類』道文2391）

之事」は、移民を入れて、その後、どのように生活させるかという計画です。開拓を成功させるための方針、やり方はどうでしょうかということで、その相談を岩村としたのでしょう。それに関する意見または指示を聞いているということのようです。

もう一つの「陸前移住之農民形勢之事」もよくわかりません。陸前とありますので、新潟や酒田から到着した移民に関することではないようです。陸前のほうでも島義勇の別な部下を送って涌谷で移民募集します。そして、集まった人たちを宮古まで連れてきて、あとは船に乗せるところまで進みました。しかし東京から中止指令が来たため宮古から涌谷へ帰します。その人びとのことかもしれません。これは、ご意見を聞きますぐらいなのでしょう。

それらに対して、岩村は「始聞始驚之事」といっています。この2件については、想定していなかったということだと思います。

例えば、涌谷の募集した移民に関して聞いていなかったというのは、募集したことを聞いていなかったのか、途中で解散して戻したということを聞いていなかったのか、具体的に何を話したかということで解釈が全く変わってしまいます。もう一つの、移住計画があったのか、なかったのか、どちらについての感想でしょうか。それとも今推察した内容とはまるっきり違うことなのか、分かりません。

実は、この付箋もどちらへの回答なのか分からないのです。2つの間あたりに付箋が貼ってあるのです。そのため、私はこの二つに対する指令だと理解しているのですが、もしかすると、1つ目に関する指令なのかもしれません。そうすると、2つ目に関する指令は何もなしということになってしまうのです。ただ、この文書のやり取りから150年も経っていると、せっかく付いていた付箋が剥がれてどこかに飛んでいったという可能性もあるので、それも含めて、こんなものがあるということです。

それでも、移民に関して、どんなことであっても、指示として「始聞始驚」はないのではないかと思います。上官でしたら、初めて聞いたけれども、そういうことであればこうしたらとか、こうしてはいけないとか、指示を示すべきです。そうではなくて、吃驚したなで終わってしまっています。

（5）移民募集の際の条件

先ほどお米の支給の話をしました。また、家作の話もしました。それを確認するために、移民を募集したときの条件を見ましょう。酒田へ送ったときの書類がこれです。こういう条件で募集しますということで、幾つか書いています。農具

の支給を受けたりするのですが、さらに家1軒、玄米1人につき5合ずつなどです。これらは、全て「被下」とあり「貸下」ではないので、ただで支給するということですから。農具や家財道具や家や食料、今住んでいるところ

史料④移民募集の際の条件

移民募集の際の条件

明治2年12月酒田県宛開拓使指令と移住の手当

今般当使本府石狩へ御取建ニ付札幌辺追々開墾ノ積就テハ羽越国ノ内ヨリ農民男女三百人程移住為致度此段申入候也

移住御手当向凡

一出立当日ヨリ御賄被下候事

一支度為御手当男女小兒共一人ニ付金三兩位見計被下候事

一場所着ノ上

一家一軒ノ鍋二枚ノ蒲団一人ニ付二枚ツヽノ一日金一朱ツヽ

一玄米一人ニ付五合ツヽノ一農具被下

右米金ハ三ヶ年ノ内被下候積尤其人ニ寄見込次第御手当差略ノ事

(『部類抄録 七 民事部移住』)

明治3年2月柏崎庄屋宛開拓使指令

一出立の節、支度為手当、男女・老幼の無差別、一人ニ付金三兩宛被下候事

一当港出帆、風待の日より航海中共御賄被下候事

一彼地着の上、一日老人玄米五合、一戸エ金壹朱宛、凡三年ノ間被下候事

一妻子等召連候ものへハ家壺軒被下、単身の者ハ兩三人、或ハ四五人エ壺軒被下候事 但老人ニ付ふとん貳枚、一戸へ鍋貳枚ツツ御渡シの事

一農具一式ハ御渡の事

右の通ニて、開墾規則ハ往地着の上可申渡候、尤銘々所持の夜具・農具・鍋釜の類持越し候ものへハ別段御渡し無之、相応御手当可被下候事

(『柏崎市史資料集 近現代編2』)

から札幌までの運賃もみんな開拓使でもつから北海道へ来てという募集です。新潟の柏崎でも募集していて、そちらでも玄米5合です。そして、「妻子等召連候ものへハ家壺軒被下」です。酒田と違うのは、家の支給は単身の人は3人から4、5人に1軒です。家族連れや単身などの説明が詳しくなっています。家族連れは「家壺軒被下」とはっきりあります。先ほどの元右衛門が雑居するのは反対で、家は下さいと演説するというのは、当然です。米の量については、5合ずつでもやっぱり足りないというのが現場の意見です。先ほどの荒井龍藏が意見をが出しています。

移民たちの事情を考えてくださいという意味合いで、こんなことを言っています。「彼等之儀は国元より不如意ニ付当地江移住」です。ふるさとで十分いい生活をしている

人がわざわざ蝦夷地へ来て食うや食わずの生活することはあり得ないでしょうから、不如意だから「当地江移住相願罷越候」なのということなんです。

史料④移民への支給米

移民へ支給米

明治3年7月2日移民に関する荒井龍藏の意見

一農夫共江諸品御借付之義只今日当ヲ以御引去相成候而は迎も活計相立申間敷一休彼等之儀は国元より不如意ニ付当地江移住相願罷越候儀と奉存候乍併夫々国元ニ罷在候得は身分相応之融通も仕居可申候得共当地江移住仕候而は零錢之操合モ仕兼候義ニ付実以而困窮仕候間如何ニも不便千萬之義と奉存候何卒日当之義は月々御渡し相成候様仕度奉存候付而は諸品代金等上納之義は冬仕事ヲ以テ速ニ上納為仕可申見込モ有之候間厚く御用捨被下度奉存候

一兼而御規則之通一日玄米五合ツヽ被下候得共農夫一人前之者は男女共食料迎も足合不申尤多分小供等有之候者は格別之不足も有之間敷候得共只今之内は何一ツ糧ニ相成候品も無之間何卒拾五才以上之男女は別段貳合五勺ツヽ拝借被仰付度独身之者は五合ツヽ明末年八月迄別段拝借被仰付候様仕度奉存候 (後略)

(『明治三年同四年書類』道文326)

しかしながらと書いてありまして、「夫々国元ニ罷在候得は身分相応之融通も仕居可申候得共」とあるのは、当時は、地域での共同生活ですので、それなりに

面倒を見てもらえるのです。ないしは、知り合いがいて借りてでも何とかできる
というように、コミュニティの中でそれなりの人間関係があるということです。
それがこっちへ来てしまったら、皆さん単独で、みんなが金を持っていない状況
だということで、お互いに助け合うこともできないと、荒井はそういう状況を伝
えているのです。それなりに面倒を見てやらなければならないということです。

1日玄米5合だと足りない場合があるということも書いてあって、2合5勺は
ふやしましょうという意見です。これは、先ほどの話の続きになります。

最終的に、庚午の移民の人たちは7合5勺の支給になります。ですから、荒井
の意見は取り入れられたのです。

家に関しては、一旦大きな家に入れられた後、何時かはわかりませんが、それ
ぞれの家に入ります。入った場所が苗穂村と丘珠村と円山村と札幌新村です。

次に、島が始めていた事業のもう一つは本府づくりですから、そちらはどうな
ったかという話です。

5、本府建設と移民

(1) 明治3年中の官宅等建設

先ほど言ったように、お金がなかったので職人たちを追い出してしまったので
すが、移民たちが入ってきてしまったので、とりあえず、移民たちの家を建てる
ための算段をしなくてははいけません。小山房一郎というのは、兵部省の人で石狩
に詰めていた人です。芦沢と平山が開拓使の札幌詰です。移民が入ってきたため、
木挽きという木材をつくる人たちが必要になってきたので、兵部省で雇っていた
人たちを何とか貸してくださいという意味の文章です。井上俊次郎というのは、

島の書簡によ
ると、兵部省
の役人で、島
と対立したと
いうことにな
っている人で
す。

もう一つの
書簡は、岩村
から十文字宛
てのもので
す。これは、
役宅に関する

話です。役所としての仕事をどうするかということで、役人の家を細々とつくっ
ている最中です。でも、お金がなくなったので、このころは中断していると思い
ます。役人の家のうちの1軒を役所として決めて、役人たちはみんなそこに毎日

史料⑤明治3年中の官宅等建設

⑤

明治3年中の官宅等建設

明治3年4月11日付小山房一郎宛芦沢少主典平山大主典書簡

木挽式拾人札親入用ニ候間於当地井上俊次郎江判官殿より談判之上御首尾ニ及候
義別紙を以て御懸合候（後略）（「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-93）

明治3年4月付十文字大主典宛岩村判官書簡

先頃出張之節相達候通役邸之内一軒当分役所と相定日々役員出張掛々之御用向可
相弁事

但病氣等ニ而無断出勤不致向も有之候ハ、勤惰取調可届出事

一役所出勤中は勿論或は御用向ニ差障候節飲酒等禁止之事

一諸掛分課スト雖モ猶同心協力心附候廉等無私意申合御用向可取扱事

一万事伺之上所置致し候而は遷延失其機御用弁相成兼候義も可有之候条小事件は
臨機取計之上可相届尤大事は総而伺之上可取計事

一今般移住民相廻候付宛行之義一日一人米五合金壹朱ニ取究候条得其意差配方等
萬端至当之所置可有之事

右之件々相達候条詰合一同江も申含可然可被取計候也

（「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-101）

出勤して仕事をしなさいということです。札幌は、とりあえず移民も来ていることだし、米の分配などすべき仕事があると言っています。なかには「役所出勤中は勿論或は御用向ニ差障候節飲酒等禁止之事」ということも言っています。お米については、1日1人5合ということが確認されています。この後、分配量については議論になります。

役所の規則的なものをつくり、さらに役所の街は細々とつくっていくようで、その算段もしています。お金がない中でやっているのですが、恐らく、御金を次々と調達をしながらすすめたのでしょう。資金的には何とかついたのでしょう。大主典や少主典の家をつくるため仕様書も出しています。原本には間取りがついていたと思いますが、今はそれが残っていません。大主典は4畳の玄関で、少主典は2畳の玄関という差があったりします。こんな家をつくるようにということです。

また、石狩にいる小山さんに木挽がいませんかという手紙を出していましたが、いせんという返事です。数人はいられるかもしれないけれども、今はみんな自由にどこかの

史料⑤明治3年中の官宅等建設

明治3年4月13日札幌營繕掛宛村山少主典芦沢少主典平山大主典書簡
以御用状申入候然ハ別紙絵図面并大主典少主典役邸積り書及仕様書共至急職人頭共江御申付御廻有之度尤大主典少主典役邸之分ハ都合宜敷様弥兵衛銀蔵龜吉三人等江御申付銘々より之積り書等封之儘至急御差廻可有之候
右之段可申入如此候也（中略）

大主典	一 玄関	四 畳	一 御用談間	八 畳	一 居間	八 畳	一 寢
所	六 畳	一 女部屋	六 畳	一 台所	八 畳	一 侍部屋	
	六 畳	一 中間部屋	六 畳	一 厩一ヶ所			
少主典	一 玄関	二 畳	一 御用談間	八 畳	一 居間	八 畳	一 寢
所	六 畳	一 台所	八 畳	一家来部屋	六 畳		

（「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-102）

明治3年4月13日平山大主典芦沢少主典宛小山房一郎書簡
御書状致披見候陳ハ木挽職之者式拾人御入用ニ付御掛合之趣致承知候へとも右ハ先般内地より雇入候諸職人等当別開墾御用済ニ付各帰郷申渡当郡為引払候義ニ而當時山許居殘候人夫ハ柚子或ハ土方之もの僅五六人ならては無之併未タ引払日数も過去之義ニは無之候間即今之処小樽郡辺漁場等江散乱罷在候ものも可有之哉其段御含御取糺之上夫々御雇入相成候ハ、可然被存候右御報申進候也
（「岩村判官在職中往復綴込」北海道文書館191-104）

漁場へ行って稼いでいるから、見つけてはどうかと言っています。

ということで、細々と役人たちの家もつくって、島が始めた本府建設計画も細々と続ける形になっています。それを本府と言っているかどうかまではわかりません。つまり、開拓使の役所の本拠地とまではいかないでしょうけれども、札幌に移民たちもふえてきて、役人たちが住む家も少しずつふえてきている状況となっているのが3年の前半期です。

（2）本府建設から移民の先行へ

ところが、7月になりますと、こんな布達が開拓使の方針として出ます。

「札幌建府ノ得失衆議紛々ニ候ヘトモ何分当時ノ姿ニテハ官舎ヲ設且人民移住為致候儀一度ニハ御入費難相整候ニ先以人民を移住為致点々村落ヲ成候上建府可致」です。まずは周辺に村をつくって、それから中心のまちをつくろうと決めたわけです。そのほうが食料の調達がしやすくなります。また、まち中で職人たちや大工たちが活動するのも、物を売る場所の農村部ができているといいだろうと

いう考え方だと思います。

それに加えて、明治3年7月に、札幌へ農家500軒移住させるという計画も発表されます。これは、実際に500軒の算段を始めていきまして、札幌に入る農民数はだんだん減っていきま

す。例えば、「北の零年」で、淡路島の稲田の人たちが静内に入ってきてますが、あ

の人数もこの中に入ってしまう。そのような人びとをこの500軒から差し引いていきます。札幌に移住するのはここから数が減っていきます。逆を言うと、あちらの移民は開拓使のほうでそれなりの面倒を見るという移民になったということです。仙台藩から当別や伊達に入

った移民団たちとは違う扱いになっていきます。また、明治4年に札幌に入ってくる新移民たちは、明治3年中に札幌周辺にいる人

たちを募集して辛未移民として扱うのですが、そういう50戸が入ったりしています。その条件として100軒ずつ5カ所に分けてそれぞれ一つの村をつくるという村形成の話まで含めています。これとの関係で見ていただいて、本府建設を一旦中断して、移民を入れるのにこういう考え方でやっ

史料⑤本府建設から移民の先行へ

本府建設から移民の先行へ

本府建設前ニ人民移住の明治3年7月開拓使布告

札幌建府ノ得失衆議紛々ニ候ヘトモ何分当時ノ姿ニテハ官舎ヲ設且人民移住為致候儀一度ニハ御入費難相整候ニ付先以人民ヲ移住為致点々村落ヲ成候上建府可致只今役宅等相応ニ取建有之公私トモ差向指支候儀無之ニ付今年ノ間ハ別紙移住民取扱ノ外臨時ノ御入費無之様官員一同着目注意可致候右外ニ見込ノ筋有之候半ハ無用捨可申出事（後略）

（『部類抄録 二 制度部職制布告儀式禁令』道図317Ka6-(2)）

人民移住に関する明治3年7月開拓使布告

来未年札幌ニ農家五百軒移住申付其人額凡千五百人也右取扱次第左ノ通

一開墾地且屋敷場所共兼テ分割可申事

但百軒ツ、五ヶ所ニ分各一村落ヲ成様分割可致事

一板蔵物置場其他諸職人ノ居処当年中ニ取建事

一当十月ヨリ伐木為致材木凡三萬石目位明年二月中ニ札幌作事場ヘ可出事

但伐木ノ儀ハ請負ニ為致飯米等貸渡可申事

一明年二月ヨリ屋敷場所伐木可致事

但当年移住ノ百姓且近傍ノ農夫相雇可申事

一明春二月中大工其外諸職人七十人家作手伝ノ人夫三十人計可操入事

一米塩噌ノ類来春伐木且職人等手当ノ分ハ来春三月迄ノ見込相立当年中ニ可指下事

一來五月中農夫凡千五百人可操入事

但三越三陸兩羽等ニテ農民相撰北海道名籍ニ可申付候事

一農具且日用雜具等ハ明春可指下事

一來四月ヨリノ米塩噌ヲ初於小樽買入可指下事

右移住成功迄ハ凡十六七萬兩御入用ノ見込也当年十萬兩計ハ融通可相整ニ付残り六七萬兩計ハ明年七月迄ニ融通ノ道相立可申事

（『部類抄録 七 民事部移住』道図317Ka6-(7)）

明治3年の
札幌で、島判
官が去った
後、移民の扱
い、やりとり
がいろいろあ
りました。家
も少しずつ増
えてきて、そ
の一つの結論
が、家がいつ

ぱい建ったという高見沢の表とこの絵図面
になります。

これできょうのお話は終わりますが、明
治3年の話は後半もあります。また秋にこ
の続きの講演会を開催しようと思っていま
す。そこでは、4年へ向けてのお話をしよ
うと思っています。(拍手)

○司会(加藤) 榎本先生、ありがとうございました。

もう一度、大きな拍手をお願いします。
(拍手)

予定の時間になっていますが、何か質疑
がある方がおりましたら挙手をお願いします。

それでは、榎本先生はこの後ももう少し
会場におられますので、個別に前へお越し
ただいてお聞きいただければと思います。

なお、お配りしたアンケートは、廊下に
提出用の箱を置いておりますので、そちら
へお出しください。また、アンケートの箱
の横に、来月の公文書の行事のお知らせの
チラシも置いてありますので、よろしけれ
ばお持ちください。

◎閉 会

○司会(加藤) それでは、本日の講演会は終了したいと思います。
どうもありがとうございました。

以 上

史料⑤明治2～3年に建設した施設

明治2～3年に建設した施設

(前略) 明治二年巳ノ十一月ヨリ明治三年午年迄御普請御入用高惣ノ高

一西側壹番集議所六百七拾両	一二番少主典邸八百八十両
一三番少主典邸八百五十四両	
一東壹番使掌長家千五百八十両	一西貳番使掌長家千五百八十両
一壹番板蔵貳百壹両	一貳番板蔵百五十八両貳分
一御本陣三百貳拾両	
一大主典邸千三百六拾両	一東壹番少主典邸八百七拾五両
一東貳番少主典邸九百四十貳両	
一東三番御病院五百八両貳分	一仮御宮九拾壹両
一營繕御物置三百貳拾五両	
ノ金壹万三百八拾七両 但十四棟	
外ニ取掛リ之分	
民家貳軒五千四百両	
一板蔵ニヶ所凡貳千五百両	

(高見沢権之丞日記『札幌御開拓記』)

明治3年の札幌 高見沢絵図

